

「アジア福祉基金」設置規程

第1条 (趣意)

この規程は、アジア福祉基金(以下「基金」という。)の管理及び運営に関し必要な事項を定め、その適正な運用に資することを目的とする。

第2条 (目的)

基金は、アジア諸外国の福祉基盤の充実強化および発展を図るため、財政的に支援することを目的とする寄附金であり、そのために必要な経費に充てるものをいう。

第3条 (基金の構成)

基金は、寄附金及びその果実をもって構成する。

第4条 (役員)

基金運営の為に、次の役員を置く。役員任期は2年とし、再任を妨げない。

会 長 1名

副会長 2名

会 計 1名

監 事 2名

2 各役員職務は次のとおりとする。

会長は、代表として基金を総括し管理する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故があった時はこれを代行する。

会計は、基金の会計を掌握する。

監事は、基金の会計を監査する。

第5条 (会議)

基金の運営・運用に際し、会長は役員全員を招集した会議を開催し、決議は多数決にて決定し実行する。

2 会議には有識者等第3者の出席にて開催するよう努め、透明性および基金運用の妥当性を図るようとする。

第6条 (会計年度)

基金の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第7条 (事務所)

基金の事務所を北海道江別市ゆめみ野東町 1 番地 5、社会福祉法人北叡会内に置く。

第8条 (雑則)

この規程に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、別に定める。

(附則)

本規程は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。